

「わたしの提案（町長への手紙）」

提案・意見をお書きください。

平成 5 年 11 月 8 日

件名 市街化調整区域内の農地転用について

問題または課題 <sup>添付した</sup> 別紙を参照下さい

改善案 \_\_\_\_\_

改善後の効果 \_\_\_\_\_

回答を  希望する ・  希望しない （どちらかに○をつけてください）

市街化調整区域内の農地に接した住宅に住んでいるものですが

市街化調整区域に特化した土地売買のプロと称する業者が

農地を買収するための測量に入りました

そこで心配なのが

① 私の家と農地の間は2 m間隔の町所有地の水路となっておりますが

この業者は買収した土地の周りに2から3 mの高さの塀を作ります。

奥行きが30 mほどありますので草が茂りゴミの捨て場になったり

また 狭く暗くて人が入り難い危険な場所になるのが心配です。

業者が塀を作る事が明らかになったら塀を作らないように町から

要請して貰えないでしょうか

② 町の農政課では農地から転用後の用途については関与できるが転売された

場合その後は関与できないとのことでした。しかし、転売目的の業者がいる以上

市街化調整区域として問題があると思われる施設へ将来転売されないように町で

規制することは出来ないでしょうか

以上ご検討のほどよろしく願いいたします

## 回答

<市街化調整区域内の農地転用について>

【所管：農政課、都市計画課】

【所管：農政課】

①現在農地となっている民地に2～3mの高さの塀を作ることが明らかになった際、町から設置を止めるよう要請できるかについて

個人の土地利用に対して町が制限を加えることはできませんが、地域の安全安心にご配慮いただけるよう、土地利用者等に対しまして協力をお願いをしております。

また、塀等の民地内構造物が水路敷地に越境したり、水路構造物を破損したりした場合は、町が改善指導を行い、水路にゴミが投棄されたり、雑草が繁茂した場合は、生産組合や町で対応をしております。

②農地転用後の転売を町で規制できるかについて

農地転用後の個々の土地利用につきましては、農地法の規制対象外となり、その後の土地の売買や賃借等について、町で規制をすることはできませんが、周辺住民や農作物に影響が出る場合は、町が土地利用者等に対しまして具体的な案を示し、対応していただけるようお願いをしております。

農地転用手続きについては引き続き、町農業委員会及び神奈川県により、法に基づいて審査してまいります。また、水路の適正な維持管理についても引き続き努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

(寒川町開発指導要綱による指導等について)

【所管：都市計画課】

①② 市街化調整区域は、市街化を抑制するために建築物等の建築に制限がかかっている地区であります。

そのため、建築物の建築を目的とした造成などについては、寒川町開発指導要綱による指導等が可能ですが、本件の場合は建築物の建築を目的としていないため、寒川町開発指導要綱の対象とならないことから、個々の土地利用について要請や規制を行うことは難しいと考えますが、事業者等から事前相談があった場合などには、周辺住民への説明をしっかりと行うよう、協力をお願いをしております。